

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年10月 5日

経理責任者

独立行政法人 地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院  
院長 細川 亙

## 1 競争に付する事項

### (1) 調達品目

医療用ガス調達契約

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

### (3) 契約期間

平成30年11月1日から平成31年8月31日

※平成31年9月より病院が移転する予定ではあるが、工事遅延等の理由により需給場所において引き続き事業を行う場合は、契約期間を延長する場合がある。

### (4) 納入場所

独立行政法人 地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院

### (5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、引継ぎ等、履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もものとする。
- ② 入札価格は、①の費用を含めた、予定契約期間使用量の総額とすること。
- ③ 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」でD等級以上に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。または、当院契約審査委員会において参加を認めた者であること。
- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (3) 契約事務細則第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信

用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

### 3 契約条項を示す場所

〒552-0021 大阪府大阪市港区築港1丁目8番30号

独立行政法人 地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 3階 経理課

電話 06-6572-5721

### 4 競争入札執行の場所及び日時

#### (1) 入札説明書の交付期間

本公告の公告日から平成30年10月23日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分～17時00分までに交付する。

質疑 平成30年10月19日（火）12時00分までに、電子メールにて提出。

電話・口頭での質問は一切受け付けません。

質疑の回答は、平成30年10月23日（木）までに電子メールにて回答。

質疑用メールアドレス： keiri@minato.jcho.go.jp

#### (2) 資格審査申請書の受領期限

平成30年10月23日（木）17時00分（郵送での書類は受理いたしません。）

#### (3) 入札説明書の交付場所、資格審査申請書の受領場所及び問合せ先

上記3に同じ

#### (4) 入札・開札日時及び場所

平成30年10月26日（金）10時00分

独立行政法人 地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 3階 会議室

### 5 その他必要な事項

#### (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

#### (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2(1)の証明となるもの及び入札説明書において定めるものを添付して資格審査申請書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

#### (5) 契約書作成の要否 「要」

#### (6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

#### (7) 詳細は入札説明書による。